

議案第188号

### 大阪市立市民病院条例の一部を改正する条例案

大阪市立市民病院条例（昭和25年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第4条中「5,250円」を「5,400円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市立市民病院条例第3条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る使用料について適用し、同日前の診療に係る使用料については、なお従前の例による。

平成26年2月28日提出

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上 龍 一

#### 説 明

市民病院における使用料及び手数料を改定するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

## 大阪市立市民病院条例 (抄)

(使用料)

第3条 診療を受ける者の入院料、手術料、投薬料その他の使用料は、「診療報酬の算定方法」

(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬算定方法」という。)、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第99号)又は「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法」(平成4年環境庁告示第40号)により算定した額(その診療について消費税及び地方消費税を課される場合においては、当該額に $\frac{100分の105}{100分の108}$ を乗じて得た額)とする。た

だし、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定による損害賠償の対象となる診療に係る使用料は、当該算定した額に100分の150を乗じて得た額とする。

## 2 省 略

(手数料)

第4条 診断書、検案書又は証明書の交付を請求する者に対しては、1通につき5,250円以内で $\underline{5,400円}$

企業管理規程で定める手数料を徴収する。